

第四十回国会 災害対策特別委員会 議 録 第 四 号

昭和三十一年一月三十一日(水曜日)
午前十時五十九分開議

出席委員

委員長代理理事 古川 丈吉君
理事 秋山 利恭君 理事 生田 宏一君
理事 永田 亮一君 理事 角屋堅次郎君
理事 浦野 幸男君 大野 市郎君
金子 一平君 飯谷 忠男君
額 彌三君 薩摩 雄次君
首藤 新八君 正示啓次郎君
壽原 正一君 辻 寛一君
渡海元三郎君 原田 憲君
前田 義雄君 宮澤 胤男君
保岡 武久君 小林 進君
島本 虎三君 田口 誠治君
楠崎弥之助君 二宮 武夫君
玉置 一徳君

出席政府大臣

自治 大臣 安井 謙君
出席政府委員
内閣官房内閣審議室長 江守堅太郎君
文部事務官 杉江 清君
(管理局長)
農林事務次官 中馬 辰猪君
農林事務官 庄野五一郎君
(農地局長)
林野庁長官 吉村 清英君
建設事務次官 木村 守江君
建設事務官 山内 一郎君
(河川局長)
建設事務官 齋藤 常勝君
(住宅局長)
自治政務次官 大上 司君
委員外の出席者
農林技官 堀 直治君
(農地局参事官)

農林事務官 林田悠紀夫君
(水産庁漁政部)
通商産業事務官 秋本 保君
(中小企業庁振興部金融課長)
自治事務官 茨木 広君
(財政局理財課)

一月三十一日

委員早川崇君及び吉村吉雄君辞任につき、その補欠として浦野幸男君及び楠崎弥之助君が議長の指名で委員に選任された。

委員浦野幸男君及び楠崎弥之助君辞任につき、その補欠として早川崇君及び吉村吉雄君が議長の指名で委員に選任された。

一月二十五日

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害

復旧事業等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

○古川委員長代理 これより会議を開きます。委員長の指名によりまして私が委員長の職務を行ないますので、御了承を願います。

この際、去る二十五日、本特別委員会に付託になりました内閣提出にかかると昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和三十六年十月の風水害及び同月下旬の水害の状況にかんがみ、これらの災害を受けた地方公共団体に對して、昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の風水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律による特別措置を適用する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○安井國務大臣

ただいま議題となりました昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

明は終わりました。

年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の制定を見、これに基づきまして地方債の発行の特例等が認められることとなったのであります。しかるに、同年十月中旬以降下旬に至るまでの間に、台風二十四号及び二十六号並びに集中豪雨によりまして各地に多大の被害を見るに至ったのであります。この状況にかんがみまして、十月中下旬の水害または風水害につきましても、地方債の発行等にかかると特例措置を適用し、もって被害を受けた地方公共団体の財政運営の円滑化と小災害復旧事業の促進をはかろうとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税等の減免により生ずる財政収入の不足を補うため、または災害対策に通常要する費用をまかなうために、地方債をもってその財源とすることができ、地方公共団体に、十月中旬及び下旬の水害または風水害を受けたものを追加しようとするものであります。

第二は、公共土木施設及び農地等の小災害復旧事業にかかる地方債について元利補給金を交付する地方公共団体に、十月中旬及び下旬の水害または風水害を受けたものを追加しようとするものであります。

以上がこの法律案の要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○古川委員長代理 これにて趣旨の説

○古川委員長代理 本案、及び前回の委員会ですてに趣旨説明を聴取いたしました昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二案を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告があります。順次これを許します。二宮武夫君。

○二宮委員 昨年十月中下旬における集中豪雨による災害、これに対する復旧措置の問題でございしますが、これは御承知のように、前国会における災害特別立法で十四の法律を成立させて、今読み上げましたような各種災害の復旧に対して、政府はその施策を進めていたというわけでございます。特に、会期末であるという非常な事態の中から、やむを得ず、十月二十六日以降、下旬の集中豪雨というものはその対象にすることを省略したわけでございます。今回、そのうちの四つだけが十月中下旬の集中豪雨に適用される、こういう内閣法律案の提出があったわけですが、私も特にそれに關係のある地方の者として、この法案が早期に成立いたしましたして、前の臨時国会の際に政府が約束いたしましたように、行政措置で他の被災県と差別待遇のないように対策を進めていく、こういうことになっておることに對しましては、われわれ非常に敬意を表するものでございます。ただ問題

は、そのときの約束の、政府の責任において行政指導の面から差別待遇をしないと言明された問題が、この十四の立法の中になお残っているという問題が相当にあるのではないかと、このことが心配されるわけでございます。そこで、運用の問題、あるいは法の対象にするいろいろな内容の問題について、しごく簡単に御質問して答弁を得たいと思ひます。

繰り返して申し上げますが、四つの法案についてとやかくは申しません。これは審議の終わったことでございします。これが二十六日以降の集中豪雨に適用されるということには、何も文句がないわけでありまして、そこで、次々に十四の立法の内容を考えて参りまして、政府の責任で行政措置の上において差別待遇をしないと言われた問題で、その後、法の対象にならないというところになった問題を、どのようにして、当時の責任においてやるかと言われたことが食言にならないように措置をされておるかという問題をまずお聞きしたいのでございます。

建設政務次官にちよつとお尋ねいたしますが、災害地を見て参りまして、災害復旧の実際の仕事を進めて参ります上に非常に心配になります問題は、いわゆる人夫に対する労賃の問題をどのようにやっていくかという問題でございします。これはたまたま淡路島の災害地を私が見て参りましたときに、地元から非常に切実な要求がございします。PW方式によって賃金をきめて参りますと、近くに工業地帯を持つておりまして、一方は五百十何円ぐらいで労賃が出されている、ところが、一方では千円で人夫を雇うというような、

そういう立地条件の場所にPWできめた労賃を適用してみましたが、人が集まらない、そこで災害復旧が思うように参らないというような実態があるわけでありまして、これらに対して一体どういう措置をして災害復旧を促進していくかということが問題になるわけでございます。これは地方行政委員会では意見を聞いておるわけでございますが、災害対策特別委員会でも一つ建設省の責任者として御答弁を願ひたい。

○木村(守)政府委員 ただいま二宮委員からの御質問でございますが、御承知のように、最近の労賃の値上がり等がありまして御質問のようなことに相なると思ふのであります。御承知のように、事業施行にあたりましては、基本線といたしましてはあくまでもPWを基礎といたしておりますが、地方の事情並びに実態に即応いたしまして、事業の施行の面において勘案をして万遺憾のないように措置をしていこうと考えております。

○二宮委員 それでは、私は具体的に例をとって申し上げます。たとえば淡路島の洲本という町で、人夫の労賃が、PWで参りますと、土工で大体五百十五円ぐらいになる。ところが、すぐ近くに千円ぐらいでさつと雇うところがあるわけですね。そういうことになる際に、一体具体的にどのようにならしてそこに労働力を集める対策ができるか、これはなかなかむずかしい問題ではないかと思ふのです。おさなりな、その場を糊塗するような方針では、基本的に問題は解決しないと思ふのです。今私は具体的な例をあげたのですから、それに対して具体的な御答弁をいただきたい。

○木村(守)政府委員 ただいま計数をあげられての御質問であります。御承知のように、災害の問題で労賃を高くするというようなことは参らないと思ひますが、適正な、その地方で災害復旧が得るような労賃を支払ひまして、あとからそれを補正して参るような措置をとっているような次第であります。

○二宮委員 厚生省、文部省、通産省の方はまだお見えでないのですか。

○古川委員長代理 見えておりません。

○二宮委員 お見えになっていられる関係法律というのは、実は先ほど申し上げましたように、いいのです。もうこれで文句は何も申し上げる必要はないのです。ただ、ほかに抜けておるところで、ここにお見えになっておらない省のところが実は心配になる問題のところなんです。そこが来ていたのかないかと、この四つの法律についてはいいんですから……。すぐ見えますか。見えなければ、午後にしてもいいです。

○古川委員長代理 それでは、二宮君の質疑はあとにさせていただきます。玉置君にお願いいたします。

○玉置委員 建設政務次官にお伺いしたいのであります。災害が昨年度だけでも数度にわたり、毎年こうやって参るわけですね。戦後たしか十一年の毎年平均が二千四百億円、そのうち、約千四百億円ぐらいが公共事業だという災害を受けておるうちに承つております。毎度災害特別委員会をお願いしておるわけですが、治水費を将来にわたつて思い切つてふやすことによりまして、災害を繰り返さず未然に防いだ

方が、財政的にもよほどいいんじゃないか。そこで、もう一度伺ひてみるのですが、政府は思い切つてこの際治水十カ年計画を変更する意思があるかどうかということがあります。

○木村(守)政府委員 ただいまの御質問であります、御承知のように、毎年繰り返す災害によって甚大な損害を受けておることは、今さら申し上げる必要がないのであります。こういうような災害を幾分でも減少せしめていかなければいけないところから、昨三十五年度から治水特別会計を作りまして、その抜本的な方法を講じて参りたいと考えて参つたのであります。が、その後の災害の状況にかんがみまして、さきに作りました治水治水特別会計におきましては、その期待に対して万全の対策を立てるということがなかなかできないような状態に相なつたのであります。御承知のように、本年度の治水事業費といたしまして、昨年度より一八・七割の上昇を見ておりますが、さきに立てました治水五カ年計画の四千百億円の事業を実施して参りますためには、明年度からはわずかに七・二割の上昇でいいというような状態になりまして、昨年の予算よりもことしふた一八・七割よりも、その半分にも及ばない伸び率でいいというような状態に相なりまして、実際問題としては皆様方の御要望に沿うような状態になつていかない、そういうところから、これは将来災害を防止して損害を減少せしめて参りますためには、新たに治山治水の計画を立て直していかねばならない状態にあるのではないかと、建設省におきまして

内々そういう問題で検討いたしておる次第でございます。

○玉置委員 そこで、山内河川局長にお伺いするのであります、全国の災害の常襲地帯というものは大体もうわかつておるのじゃないかと思うのであります。たとえば京都におきましては、淀川、桂川、由良川というやうなところが毎年繰り返して受けておるわけでありまして、こういうところに対して根本的な解決を促進するやうな特別な予算措置をお講じになる意思はないか。

○山内(一)政府委員 ただいま御指摘がございまして、木津川、宇治川、あの周辺は年々災害を受けている状況でございます。それに対して、先ほど政務次官が言われましたやうに、現在治水十カ年計画によつてやっておりますが、これでは不十分であるというので、来年度の現在の予算案では、極力それを繰り上げ施行するわけでございますが、ある特定の地域だけつかまえて何か特別な措置をやるということは、そういう個所が非常に全国的に多うございしますので、やはり総合的に全体計画を作りまして、その方向に進む方がいいのではなからうか、こういうふうな考えをしております。

○玉置委員 この連年災害を受けて、地帯が根本的解決を見ますまでの間、あるいは五年間あるいは十年間という長日月を要すると思ひます。その間同じやうなことを繰り返すわけなのです。そこで、その間繰り返す災害に対して、建設省もしくは農林省等で特別な措置を講ずる必要があるのではないかと、このことを痛切に感ずるわけですが、

たとえば、農林省で申しますと——農林省に移りまして恐縮なのですが、普通の災害補償法では事足らぬのではないか、そういうところだけは政府で掛金を見てあげるやうな措置が必要なのではないだろうか、あるいは建設省の方でも何らかの措置を講じてやるとか、あるいはその他の各省で講じなければいけないのではないかと、これを、私たち災害の各地を回らしていただきまして痛感するわけでござい

ます。

これに關しましては、官房長官その他の方々がおいでになりましたときに伺ひすることといたしまして、今お話の——ちよつと具体的に参りまして、恐縮ですが先般私は京都並びに三重を見させていたいたわけですが、京都の上桂川の亀岡、三重県の伊賀上野は、全く狭窄部で押えられまして、一年にはなほだしといときは三回近い被害を受けておるといふことであります、上桂川の方も上流部二カ所のダム・サイトを用意されております。由良川の方も二カ所ダム・サイトを意図されておるやうに伺うわけですが、こういうことにつきまして具体的にどうなつておるか。それから宇治川の、宇治の六地藏——京都市の一部であります、これも地建の方のお話によりますと、三十七年度から計画は三カ年だけれども、建設省の方の予算が許し得れば三十七、八の二カ年で完成をしたいのだという希望が非常に熾烈であります。これに対してどういう措置をおとりになるか、河川局長にお伺いを申し上げます。

○山内(一)政府委員 上桂川のように、あの狭窄の地点がございまして、

その上流の地域が絶えず災害のときに冠水を受ける、こういうことに対しては、根本的には、上流にダムを作りまして洪水を一時貯留する、こういう方法以外に根本的な方法はないと思ひます。従つて、そういう方向に現在極力ダムの調査をやっておりますが、地元のある程度の反対もございまして、なかなか思うやうには調査の方も進捗をいたしません、今後大いに努力をして参りまして、そういう湛水区域の解決に資したい、こういうふうに考えております。

なお、由良川につきましては、やはり似たやうな狭窄がございしますが、これは改修によりましてある程度広げる、そのかわり、上流の、現在大野ダムは完成いたしておりますが、もう一カ地点については極力調査をいたして、いる段階でござい

なお、宇治川の堤防のない地帯から洪水が入る地域につきましては、現在いろいろ検討いたしておりますが、三十七年度から堤防工事に着手したい、こういう方向に向かつて検討している最中でござい

○玉置委員 それに關連いたしまして、私が常々お願いをいたして、本年度的に内水の問題につきましては、本年度からいよいよ調査にかかり、これが解決に一步進んでいただくやうに承りますが、非常に喜んでおるわけでありまして、大体どういう方向で、どういふところから手を打っていきたいというお考えがございましたら、この際一つお聞かせをいただきたいと思ひます。

○山内(一)政府委員 内水対策の問題は、昨年のたびたびの激甚の災害に

よりまして非常に痛感されるところでございまして、来年度の予算折衝の際も、極力大蔵省に折衝して、ある程度その対策費は現在予算案の中に入つておる状況でござい

しかし、どのくらいの水を排水するかという問題、どういふ地域が影響するか、そういう点が非常にございしますので、調査を十分いたした上、そういう工事にかかつて参りたい、現在調査がほとんど終わるやうなところは来年度からでも着手する、こういうやうな考え方で現在やつて参つておるわけでござい

○玉置委員 災害特別立法をそのつど立案されておるわけでありまして、この問題につきましては、なるべくすみやかに一本の恒常的な立法にしたい、だきたいというのが全国の声だと思ひます。これにつきまして、新聞を見ておりますと、近くそういう方向に努力をされるやうな趣と拝承するわけでありまして、どういふやうなお考えであるか、委員会一つ政務次官からお答えをいただきたいと思ひ

○木村(守)政府委員 ただいまの御質問であります、御承知のように、災害基本法におきましては、災害のたに特別立法を作るといふやうなことはなく、その恒久的な法律を作成すべきだといふやうな御趣旨でありますので、この恒久的な法律の立案のために各省と目下折衝中であり

○玉置委員 先般の災害で私たちが見て参りましたうちでは、一番困難な問題だと思ひましたのは、三重県のノリ

の被害と、三重県並びに京都府の稲木の被害だと思ひます。この地方に参りますと、せつかく収獲いたしましたものが稲木のままですっかり流されてし

まったくというようなことは七十年来なかつた話だといふので、非常に農民諸君はがっかりしておる。一反歩当たりの稲木の代金にいたしましても一萬数千円を要するように承っております。これにつきましてどういふようなお取り扱ひをされるか、この際、中馬政務次官からお答えをいただきたいと思ひます。

○中馬政府委員 稲のはざ木の流失等につきましては、はざ木は、経営資金にいうところの、その他の農林漁業経営に必要な資金という範疇に入れるものといひまして、取得並びに復旧を認め、融資の対象といひして承っております。

ノリの養殖施設の被害並びにその対策につきましては、台風第二十四号で約二億七千万円、二十六号で十三億六千万円、合計十六億三千万円となつており、被害が非常に激甚でありましたので、第二号台風の際にとつた特別の措置と同様の措置をとりたいと思ひて承っております。

○玉置委員 最後に建設省と農林省に一つずつお伺ひしたいのであります。

農林省の方であります、今度の災害によりまして、先ほどお話をございましたが、災害時は非常に人夫賃が高騰いたします。その査定といふものは、実際にかかりました人件費の六割くらいの程度じゃないかと考へるのですが、せっかく特別立法でもつて、何割の補助金だ、高率補助をいただくといふことになっておりますのに、いよいよ査定を受けまして、みんながっかりしておるというのが現状でございますが、これを将来、實際には

ばかかと思はれる費用を何か有権的に調査をされて、そういう基準によつて補助金を支給するといふような工合にやつてもらえないかどうか、ぜひともお願いを申し上げたいと思ひます。

建設省の方であります、河川局長にお伺ひしたいのであります。たとえば木津川、淀川の防水組合であります。防水組合は、その地元が一生懸命に建てまして、そして直轄河川なり準用河川を防護してくれてゐるわけです。これがふつ飛んだわけでありまして、いずれも建設単価の査定がほんのわずかの金額で、とうてい実施が不可能であります。坪数もまた非常に窮屈なように承つております。地元は自分らの使うものではございませんので、決してせいたくな広さだとか、ぜいたくな建物を建てたいといふのはございせん。實際問題として使用に耐えるようなものを作ろうといふわけでありまして、それに対して、今申しますように制約が非常に強いように承つております。過般建設省にも陳情に見えたいと思ひます。そういう問題につきまして、取り扱ひを實際に適用するようにやつてもらえないか、この二点、建設省と農林省にお伺ひを申し上げます。

○堀説明員 お答え申し上げます。御承知のように、災害査定は一定の基準でやります。そのところの夫賃があつて高騰するとか、あるいは木材なども災害によりまして非常に上がった下がつたりするといふことがございまして、一応基準の金でもって査定するならわしになっております。従つて、実施をします際には、そ

の値段では災害復旧が行ないたいといふ場合も多々ございまして、そういう場合は、災害を個所ごとに実施いたしております関係上、そのできる単価で実施いたしまして、毎年度予算の改訂をいたしまして、最後に裏打ちをしていく、手直しをしていくというやり方をとつておるわけであります。

○山内(一郎)政府委員 災害時におきまして、地元の方々に地元の地先の水防活動をやつていただいて非常に効果が上がつてゐるわけでございまして、現在の水防法によりまして、水防倉庫、それから使用いたしました場合にそれぞれ特例で水防資材、こういう手当を現在やつてゐるわけでございまして、ただいま御指摘がありましたように、水防倉庫の建設について単価が十分じゃないか、こういう内容でございまして、その点もいろいろ毎年検討いたしまして、わずかではございまして改善をいたしております。今後なお御指摘の線に沿ひましてさらに改善をして参りたい、こういうふうに考えて承っております。

○玉置委員 最後に、建設省にお伺ひをしておきたいと思ひますが、大阪の防潮堤の問題につきましては、災害特別委員の皆さんの要望が非常に強うございまして、政府の方でも三カ年くらいでほぼ実施を完了したいという意気込みのうちに承りまして、非常に喜んでゐるわけでありますが、その上に連なつておられます淀川が、枚方のところでわすか六十センチしかもう残つてなかつたといふような危険なところまで参つております。なお、上流部方々に漏水その他の危険箇所が出てきまして、自衛隊が出動して、地元の水防団

等の活動でようやく事なきを得たといふようなのが先般の状況でございまして、それで、下の方の防潮堤に力を入られれると同時に、上の方の淀川にも力をお入れにならぬと、大阪に大被害をもたらすと思ひますので、この辺につきまして十分の御配慮をお願い申し上げます。

○木村(守)政府委員 ただいまの御意見であります、御承知のように、今度、大阪、東京高潮対策が緊急三カ年で整備されるように相なつて参つたのであります、淀川の上流の問題につきましては、直轄河川の事業といひまして並行して施行して参るのであります、御心配のような点も緩和されると思ひます。

○二宮委員 簡単に質問いたしますから、一つ率直に御答弁いただきたい。文部省の方にお尋ねいたしますが、さきの国会で災害特別立法が十四出されましたもののうち、私立学校の災害復旧に対する措置の法律と、それから公立学校に対する災害復旧の法律と二つあるわけでありますが、私ども期待をいたしておりました問題は、今回、その十四のうち、十月下旬を一つの対象として四つの法律が新しくここに、修正をするという意味において提案されておりますが、この私立学校、公立学校の災害復旧の中に、十月下旬の集中豪雨を入れる必要はなかつたものかどうか、もし入れないとするならば、その災害復旧についてはどのような措置をもつてこれにかえようとお考へになつておるか、それを一つ簡潔に御答弁いただきたい。

○杉江政府委員 まず、私学について

申し上げますと、十月二十六日の集中豪雨による被害は、大分県の一校のみでございまして、その被害金額もそれほど多額ではございませんので、これは大蔵省と話し合ひまして、予算補助で執行するということにいたしました。昭和三十七年度予算として二百三十万を措置してございまして、なお、公立につきましては、被害に関する補助申請額は七千五百万円でございますが、現行法によつて措置する場合との差額は百万前後でございまして、そこで、これは執行上措置するということにいたしました、すでに措置済みでござい

ます。

○二宮委員 先ほど御答弁のございました農林省の堀さんですか、あなたの御答弁の中で「こじやないのです、この前の地方行政委員会が私に質問いたしました際には、集中豪雨によるところの災害復旧については査定そのほかは進めておらない」といふ御答弁があつたのですが、あなた記憶していらつしやいますか。地方行政委員会にお出になつたでしよう。そして、そういうような行政措置といふようなものではやつておらぬ、やはり立法措置をしなればだめなんだといふ、非常に冷淡な御答弁を、今そこで答弁してゐるのを見てちょっと私は思ひ出したのですが、そういう御答弁をなさつたことがあるでしよう。

○堀説明員 地方行政委員会、小災害の法律の施行についての御質問だつたと思ひますが、小災害の法律がそのときまだ委員会にかかつておりまして、御決定にならない際でございまして、法的には査定の業務はできない、これが通りまして取り扱ひの方

に実は今国会に持ち越したのが実情なんです。その間において地方の人々が非常に心配しておるから、査定その他はどういうふうに進めておるのかという質問をいたしました際に、それに対する答弁としては――今のは法律理論の問題を言っているのではなくて、具体的に事実の問題を取り上げて答弁しなければ、これはやはり政府として約束した問題を履行しておらないということになるのではないかというように私は考える。従つて、私は、あのときに、あなたではわからぬからといって、実は失礼なことを申し上げたのですけれども、実態は、それぞれ地方の査定そのほかの問題は具体的に進んでおると思うのですよ。よく知っていると思うのです。それに私は不満を言っているのではないのです。あなたの答弁のやり方なり、それから答えた内容そのものが、具体的な政治情勢の問題とかけ離れた答弁をなさっているといううことに對して非常に不満を持ったの

それから、同じく災害特別立法の中で、これは中小企業庁の方がお見えですから、お尋ねいたしますが、お答えは簡単でいいです。これは再建の資金として従来はその利子は九分であるものが、この法の対象になることによつて年利が六分五厘に下げられるという恩典が与えられておるわけですが、これを措置法の対象からはずされたということとは何か特別の理由がござりますか。もし規格そのほかで合わないということであれば、これに対する救助の方法について承つておきたいと思ひます。

○秋本説明員 中小企業関係につきましては、被害の程度は、額全体で見ますとそう大きなものではございませんが、法といたしましてはその措置は講じておりませんが、実際問題といたしまして、被害を受けた方の融資につきましては優先的に融資をするということと、すでに商工中金、特に大分県の被害は、零細な、困窮をしておる方が多かったのでありますので、国民金融公庫が中心になって金融をつけておると思いますが、国民金融公庫及び中小企業金融公庫等に、融資については従来の災害と同じように優先的にやるということで現在手当をいたしておるわけであります。ただ、融資の額は、今ちょっとよそから参りましたので、資料がございませんが、そういう指示をいたしております。

なお、災害に関連しまして保険の問題でございますが、保険につきましても、保険としては政府としてやっておりますけれども、保証する場合の基

金としまして保険の基金がございますが、それらにつきましても、室戸台風等に準じて、被害の額等は平均して同じように関係の保証協会に配分するようにということで措置をいたして参っております。

○二宮委員　もう一点だけ伺いいたします。

當時は非常に混乱をしておりましたから、行政指導と申しましたが、その災害地域に対して、いろいろな融資の方法があるのだ、そうしてこれは他の都道府県と変わりがないような措置をするのである、こういう通達を流して御連絡いただいておりますが、その際に、やはり利率の問題が九分か

ら六分五厘に下げられるということは一応連絡が済んでおると思うのです。われわれもそういうことを県の方に連絡したし、あるいは被災地のそういう該当者には話をしたことを覚えておりますが、これは法律的にこの十月下旬というものを入れられないと、融資の問題は優先的にやられたと申しましても、利子の面では引き下げるということとは不可能なんですか、どうですか。

○秋本説明員 商工組合中央金庫につきましては、利子を引き下げることはできない状況でございます。政府関係機関につきましては、場合によっては閣議決定によって措置はできないことではないと思います。

○二宮委員　そうしますと、今の問題については、なお今後必要があれば法の対策にするような考慮も残されておる、こういうように解釈していいのですか。

○秋本説明員　御質問でございます

が、商工組合中央金庫について特別の法律を作るかというお話でございませうか。

○三宮委員 この前、三十九国会のときに特別措置をやったでしょう。そのときに特別措置をやったところの災害の案件を、いつ、いつと区切ってやっておりますね。その対象の中に入れないと、やはりこの特別の恩典というものと、中小企業金融公庫、あるいは商工組合中央金庫ですか、こういうところの問題にいたしましたも、対象にならないということになるのじゃないですか。そういうことになるとすれば、今の答弁を聞いておると、この問題はななにお今後検討の余地があるようにも聞こ

えるのですが、あるいは優先的に融資したということだけですべてが終わって、今後はこの特別措置法の法対象にはもうしないということに決定しておるのですか。

○秋本説明員　現在のところでは、一応融資の点で促進をしていけば十分ではないかというふうに考えております。

○古川委員長代理　島本虎三君。

○島本委員　私は約一点ぐらいにし

ほって聞きたいと思っております。

まず第一番に、ただいまの中小企業
の関係についてちょっと質問したいわ
けですが、その前に念のために聞いて
おきたいことがあるのです。これは委
員長も十分御存じの通り、今回のこの

災害特別委員会の一つの特徴と申しますか、今度の災害の復旧に対しては、原形復旧を改良復旧にした、こういうようなことが一つの特徴だと思う。この観点に立って、われわれが災害対策委員として視察した部分のうち、摘出

して二つだけの面について、どのように扱っておるのか、まず聞いて、それから進めたいと思います。

一つは、石川県の金沢市の中央部を貫流して、大水になるといつもあふれて、香林坊の中小企業一帯を水浸しにする犀川については、かねがねこれは改良復旧にするという明言がございましたが、現在まで、改良復旧の実態と、今までやってきた原形復旧等について、どういうふうに変った措置をしたのかということをまず聞きたいのと、本年以降は今までのような犀川のはんらんはないものであるというように考えられても差しつかえないと思うのですが、この被害が大きいだけに、これは聞いておいた方がよいと思いますので、この点が一点。

それから、宮崎県と大分県の県境の山の中に北川という川があるはずですが、この北川という川をはさんで、あの辺に細長い北川村という村があって、そこには永久橋がかかってあったのですが、永久橋だけは永久橋として災害の中では現存しておりますが、それをつなぐいろいろな部分が全部木でできており、災害復旧が原形復旧でやってあったものですから、これは全部流されて、ない、永久橋は現存しておいても、それは通ることができないというのが実態で、これは政治の貧困じゃなしに、政治の一つのユーモアじゃなかろうか、こういうふうに思ってきたわけであります。これも緊急にその措置が——われわれとしては、その対策の点で、災害対策庁率部隊長であった秋山さんから十分報告されましたが、この犀川と北川村の橋を原形復旧を改良復旧にしたという、この点に

ついて一つずつ伺っておきたいと思ひます。懇切丁寧にお願ひいたします。

○山内(一郎)政府委員 石川県の犀川の問題でございますが、昨年の災害で破壊をいたしました、金沢市内に洪水が入りまして非常な災害を受けたことを私も承知いたしておりますし、その後現地も見て参つたわけでございまして、非常に激甚な災害でございまして、改良復旧をやらなければいけないというのを考えまして、せきがございしますが、その上流につきましては災害関連事業として取り上げ、それから下流の方に災害が非常に連続して起こっておりますが、それにつきましては河川助成事業としてやろう、こういうことで現在方針をきめまして、来年度の予算が通ればそういうことになることになっていくわけでございます。

なお、北川村の橋梁の点につきましては、原形は木橋でございましたが、採択は永久橋で採択をいたしております。従つて、今後復旧は永久橋でございまして、こういうことになっておるわけでございまして、

○島本委員 私もぼうっとするほどなかなか答弁がうまいわけです。私が聞いたのは、原形復旧を改良復旧にした、その違ひ点はどこなんだというのを聞いたのですが、下流に付いては河川助成事業としてやるということ、上流は災害関連としてやる、来年度の予算が通ればこれは完全にやれる、それはそれでわかります。技術的に、現在のところでは、香林坊の方へ流れる点については堤防を相当程度高くするか、あのせきを何とか除去するか、またはそれに對する対策を講じない限り、同じような災害が繰り返される、

今までと同じようなやり方では、いかに金をかけてもだめだというのが住民の声であり、あなたも直接見てきた結果じやなかろうかと思つたのです。今の結果になりはせぬかということをおそれます。この点についてはどうなんですか。その違つたところを聞いています。

それから、北川村の点については、今言ったように、以前からりっぱな永久橋があるのです。その両端の方が木橋で、その木橋が流されてからは、永久橋があつても通れないというのが実情だつたわけですね。あまり人が行かないため、向こうの陳情もかばそく、その下からつづやぐがごとくにやられまゝで、われわれが行つて見て、あまりにも被害の大きいことにびっくりしたわけですね。永久橋ができていますので、それをつなぎ合せて、道路にまで完全にしてやるのだけ残っているのですから、これはやはり完全にしてやつてほしいと思つたのです。これはやるといふ答弁ですから、それはけっこうです。

○山内(一郎)政府委員 犀川の問題でございまして、原形復旧だけにとどめていたと思いますが、あれは石積みになつていたと思ひますが、こわれまじした石を前の通り積んであげる、これだけが原形復旧になると思ひますが、それでは不十分でございまして、それを強化するために、さらに高さの問題も、バレットをつけて高くする、こういうことで計画をきめる次第でござい

せんが、そうすると、上流と下流をやつたら、それで改良になつたのだ。せきはそのまま、ただ堤防を何メートルくらいに高くして、そして今後再び香林坊の方へ流れるようなおそれがないようにするといふような、はつきりした計画がないとだめだと思つたのです。あそこは狭くなつて、びんの口のようになつていますから、川幅、それから高低ですか、落差というのですか、こういうようなこと、それから堤防、この三つを十分考へて対処するのでなければやれない。今までも同じような、水が出たらまた同じように下を直上を直すというのでは、あの部分だけはやられるおそれがあるわけですね。それがないうことならば、どういふようなことでないのか、これが改良なんだというのを聞きたいのです。私、土木関係の方は少し弱いものですが、よくわからぬのですが、もう少しはつきり教えて下さい。

○山内(一郎)政府委員 従来の原形復旧より、先ほど申し上げましたように、改良的に災害関連事業、助成事業をやることになつております。これで大体はいいと思ひますが、根本的にやりますには、やはりせきの改造が必要だと思ひます。これは根本的な問題でございまして、改良事業として取り上げてやりたい、こういう意向を持っております。

○島本委員 一つ一つやらないで、全部答弁して下さい。

改良としてせきの点は根本的にやる、従つて、もうその点は心配いらな

も、これほど熱心なんですから、もしそれで堤防を高くして、この川幅の狭くなつた点は、いかに狭くなくても原状通りに――堤防を高くすることに

よつて、せきには来年度善処することにより得ないものである、技術的にも十分創意工夫してやつた結果であるから、絶対心配がないから前黙つていろ、こういうような意味ですか、どうですか。簡単ですから、その点を一つ。

○山内(一郎)政府委員 先ほどおつ

しやいましたように、従来の原形復旧より進んで、災害の点については改良的にやりつつありますし、今後ともやります。さらに根本的にやるには、せきの改造が必要だと思ひます。それは根本的な改良でございまして、河川の改良事業の方で来年度からやりたい、こういう意向を持っております。

○島本委員 再びこういうような災害は起こり得ない、起こつたならばあなたの責任である、こういうようなことをはつきり言つていいですか。

○山内(一郎)政府委員 現在私が考へ

も相当困っているために、その融資方について善処してやるように閣議でもきまっておりますが、このように中小炭鉱に対するいろいろな融資の点や、手当の点は十分いってありますから、その経過について説明願いたいのであります。

○秋本説明員 炭鉱につきましては、御説のように、災害等につきましましては、一般と同じように、特に炭鉱だから差別するということがなしに、災害ということ優先的にやることにいたしております。なお、御承知のような石炭対策の一環といたしまして、中小炭鉱向けの緊急融資といたしまして、年末に十五億円を組んで措置をすることにいたしましたわけでございますが、現在私どもに入っている資料では、十五億円全額出ております、なお若干不足しているから、緊急対策用の資金としてふやしてくれというような話をしているのでございます。そういう現状でございます。

○島本委員 これもまことに私として安心できるような答弁で、その点では了解できます。ただ、この中で緊急融資、年末で十五億円出した、これについても全額出ているということですが、肝心のこういうような災害を受けた中小企業等に対して、そういうようなことを理由にして、選択融資によつて、この融資の道をふさいだという事態がありませんでしたかどうか、もしこれがあつたとするならば、あなたどうしますか、この点ちょっとお伺いします。

○秋本説明員 災害と、先ほど申し上げました十五億のものは別ワックでございますまして、災害融資の方につきまし

ては、一般の災害と同じように炭鉱についても措置をすることにいたしておりますわけでありまして。

○島本委員 国民金融公庫、中小企業金融公庫ですか、こつちの方では、一つの行政措置で、六分五厘の適用で十分やっていると、こういうふうに安心しておつた。こういうような機構では、おそらく選択融資だとか、いろいろな点で選択はしないものだろうというふうなことを考へておつたわけですか。ところが、いわゆる経営状態そのものは別にどうということはないけれども、中小企業の場合にはいろいろな困難性がある。

一つは、担保の問題、企業そのものはいけれども、担保の問題等で相当困難性があると思うのです。そういうような点で、私も見ても、おそろいまだにまだ手をつけていない点があるのじゃないか。北海道の茅沼炭鉱は、当時第一班として北海道へ行った中野四郎班長が、この災害対策特別委員会であそこの被害状況を詳しく報告して、労使がともに、三年間の労働使休職までしてこれらの復旧に努めておる、従つて、これは何とかして優先的に扱つてやれ、こういうような報告がなされておるわけですか。これは委員

長が採決して皆さんが満場一致で認めておるわけですか。にもかかわらず、茅沼炭鉱の方のものは依然としてまだそれが残されておる。聞いてみれば、担保物件だけの問題であるというふうに聞いておるのです。おそろいこの問題がそういうふうなことで残つておるといふことはあり得ないことだと思つたのですが、これはいかがな理由ですか。○秋本説明員 当時、私、炭鉱の問題については具体的に聞いておりません

ので、今のところ満足な答えができませんと思ひますが、なおよく調べてみたいと思ひます。

○島本委員 具体的にこれからよく調べるといふならば、次までにでもよく調べて下さい。問題は、答弁しなくていい、善処してあればいいわけですが、私も、今言つたような見地から災害対策特別委員会ができて、その趣旨に沿つて、当然政府の方としては閣議まで決定してこういうような善処の方法さえもきめた、これに対しては、まだ選択融資と思はれるような、まあそんなことはないと思はれるような、そういうふうに思はれるような、窓口を締めて、有望であるにもかかわらず、担保の条件だけでやつていないというところになると、重大だと思つたのです。茅沼炭鉱のこういうような問題に対してはどういうふうになつておるわけですか、札幌の方に支店、支社があるはずでありますから、皆さんの方よく調べて、しかるべく善処するように私どもの方としては期待しております。次までにこの結果を知らしてもらいたい。この問題については私はこれでけっこうです。

第三番目は、簡単によろしゅうございませうから、一つの概念でも——概念と言つては失礼ですが、率直に言つてもらえたい。これは災害対策の面で、小災害の部分と、また、直接実施する町または村、こういうような末端の機構の方へ参りますと、雪のある地帯と雪のない地帯がございまして、雪のない地帯はよろしい、雪のある方へ参りますと、これは融雪期を待つてすぐ着工するという機会が多いわけですが、そういうような場合には、どうし

てもこの事業資金の繰り上げ交付というように十分考へてやらないと、町村の財政その他の状態から相当困難になるんじゃないかと思はれます。こういうような措置は十分考へてあるかどうか。

それから、三万円から十万円までの小災害については、これはどうしてなのか私はわかりませんが、末端の方へいくと、まだ具体的な実施方法等については十分連絡がきていないという面があつて、その対策をそのままにしていくような村もあるのです。法はできても末端まで行きわたらないということになつてくると大へんだ。ことに雪のあるようなところは、雪が解けて、五月から七月までの間はもうすぐですから、この間措置しなければならぬとしたり、再びこういう災害を繰り返さないためには十分な措置をしてやらぬといかないと思ひます。こういうような点はいかがになつておりますか。

○秋本説明員 お答え申し上げます。第一点の資金の面でございまして、災害の起償について期間がありますが、と、そのつなぎといたしまして資金運用部または簡保資金の方から財政調整資金の一時借り入れができるようなことになつております。その方の話をいたしておりますから、支障なくできると思つております。

それから第二点の小災害の準備の問題でございますが、これについては、十月までの分については、昨年中に地方課長会議を開きまして詳細に指導いたしてございまして、各県の方から各市町村の方に御連絡をいたすようになっております。今現に数日前から、具体的に各市町村の方から県を通じま

して申請が上がつてきておるのでございまして、現在検討中でございます。ただ、その後の問題について今度範囲を拡張していただきますものにつきましては、ただいまのような御心配もございまして、先般、政府といたしましてこの法案をお願いするという方針を決定いたしますとともに、こういうふうになるから、あわせてそれも準備して出すようにということと、内々の指導を実はいたしまして、一緒に今度の方に上げていただくようにいたしてございまして。そこで、技術的には、各公共査定の方が確定いたしましたものと、上の方の限界が、要するに小災害の方に起るものがあるわけでございます。大体公共災害の査定の方がきまつた段階でということと現在査定を進めておる、こういうようなことになつております。そこで、御指摘のように、雪のありますような地帯におきましては、雪解けに工事をやるということになつて参りますようにと思ひますので、それに間に合うように、支障のないようにいたしたいというふうに考へております。

○古川委員長代理 この際、午後二時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後二時三十分開議
○古川委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続けます。樋崎弥之助君。
○樋崎委員 九州の北部の福岡県あるいは佐賀県については、昨年秋季潮風害を大へん受けて、その潮風害についていろいろな措置、等外規格を新

しく設けてもらう、あるいは前渡金の延納等、いろいろと懇切なる御措置をいただいたのですが、実は自創資金の問題につきましては、潮風害地帯では、これから借りるといふ問題の前に、今までの分を返すという点について非常に困難な条件が生まれてきているわけです。そこで、実は福岡県の場合は、三十六年の前期に借りておる自創資金の返済が、期日としては本年一月二十日になっておったわけですが、それがなかなか返せないという実情であるわけです。そこで、元金につきましては返済を延べってもらうようになりましたけれども、実は返済について元利均等でやらないものでありますから、一番最初、第一回目に支払う分は、むしろ元金よりも利子の方が、多くはないですけれども、ほとんど元金に匹敵するくらい利子を払わなくてはならない。それで、利子も大それた額でもないのですから、この際、元金とともに利子も一つ延納をさせていただきまいかという、非常に大きな問題が起きているわけです。この点についてどういうお考えであるか、お聞きをしたいと思います。

○庄野政府委員 九州の北部、福岡、佐賀、長崎というところの潮風害につきましては、今、御質問がございまして、たように、融資措置でいろいろと農家の資金の需要にこたえておるわけでありまして、保険金の前払い、あるいは天災融資法による融資あるいは自創資金、特に自創資金につきましては、今年の災害の状況にかんがみまして特別に追加いたしまして、約九億程度、そういう潮風害等を中心に置きまして増額して融資する、そういうふうな措置を講じてございます。福岡県につきましては御指摘のような問題もございまして、公庫等を通じて鋭意調査をいたしておる段階でございますが、大体公庫の方に本年貸し付けました自創資金の据置期間が一年だ、こういうような関係になっておりますが、法律の範囲では据置三年以内、こういうことになりまして、据置期間の延長と、非常にお困りの農家につきましては、特別に償還条件の変更ということに認めていきたい、こういう考えでございます。大体そういう方針で、据置期間を延長するというところで処理がつきつてございまして、中に、やはり先生から御指摘のような利子の問題が公庫まできておる、こう聞いております。ただいまのところ、自創資金の返還条件につきましては、据置期間中も利子を支払っていただく、元金は、据置期間が過ぎました、償還期間に入ってから元金と金利を均等償還していただく、こういう建前になっております。据置期間中の金利の問題については、今の業務方法書ではこれを延ばすという規定がないわけでもございまして、非常に処理に困っておる次第でございます。まあ実情をよく調べてもらうようにということで、公庫の方に指示を出してございまして、また、それを聞きまして、ほんとうにそういう状態ならばどうするか、また追加をして融資するワケも出してございまして、そういう中で処理できるものもあるのではないかと、もう少し農家の具体的な実情を取り調べて何とか考えていきたい、こういうふうな考えでおります。

○橋崎委員 公庫の方とも連絡をとられながら今調査をされておるといふお話でございますが、公庫の方としても、これが災害と関連して非常にむずかしい実態にあるといふことはおわかりのようであり、いろいろと便法をこの際講じていただきたい。特に、実際に据置期間中も金利の方は払わなければならないといふことになっておりまして、けれども、実際には払えないという問題が起きますと、今度は、それじゃその払えなかった金利についてまた延滞利子といふことになりますか、そういったものも起こると思うのでございまして、現地では、幾らそうなっておつても、払えないからしょうがないというふうな実態にあるものですか、こういう点について強く公庫と話し合われて、実情に即した御措置をお願いしたい。

○庄野政府委員 なお申し添えておきますが、県でもいろいろまた考えもあるように承っておりますので、福岡県ともよく連絡をとり、実情もよく調査いたしましてこの問題を処理していきたい、このように考えております。

○橋崎委員 もし、実情として、幾ら何と言われても払えないということになると、どうなるのでしょうかね。

○庄野政府委員 減免の措置はこの自創資金等についてはございせんが、償還条件の変更、緩和という措置の中でどういうふうに取り扱うかということとを考えたというところで……

○橋崎委員 大へん配慮の行き届いたお答えを頂まして、希望が持てるわけですが、実情が切迫しておりますので、早急にこれが措置をお願いしたい、このように思います。

○古川委員長代理 田口君。

○田口(誠)委員 要望も中に入ると思いますが、簡単に質問を申し上げたいと思つて、これは河川局長さんにお願ひしたいのですが、今までの地元から陳情もきておると思つて、大方のことについては御了承いただいておりますのでございまして、この際お答えを御質問を申し上げて御回答をお願いしたいと思います。

私の質問いたそうとするところは、河川の管理の關係ですが、砂利の採取権というふうなものについては都道府県の知事が認可権を持つておりますので、知事の認可権によって権利をとつてそれだけ業者が事業を行なつておるようなわけですね。それで、その中には、非常に深掘りをするような箇所が、堤防を弱くするといふような箇所が、岐阜県の場合、ところどころに現れておるわけですね。私が今御質問申し上げるところは、その最もひどいところでありまして、知事にその採取の認可権があるといつたとしても、これはやはり建設省の方で全体的な管理はなされておらなくてはならないと思つて、幾らですが、そういうような状況については、現在のところどういふ程度の手を尽くしておられるかといふことを、総合的な考え方の上に立つてまずお答えをお願いしたいと思います。

○山内(一郎)政府委員 砂利採取の許可につきましては、ただいまお話がございまして、ただいまお話を申し上げますように、都道府県知事といふことになっておるわけでございますが、建設省といつたとしても、それについていろいろ指導して参つておりますけれども、さらに、直轄河川で工事をやっている区域あるいは維持工事をやっている区域につきましては、……

に都道府県の方に指導いたしました、それによつて業者に許可をいたしました砂利採取をやらして、こういう状況でございます。

○田口(誠)委員 手放しではないといふことは、常識で考えてもわかるわけでありまして、その指導が都道府県への程度徹底されて一つの拘束力があるかといふことについては、大きな疑問が出てくるわけなんです。そこで、端的に実情を申し上げますと、岐阜県の敷川という川でございまして、この敷川という川では、海老橋という橋から捐養川に合流する地点まで禁止区域になつておるわけですね。昨年の九月ごろまでにこの禁止区域で砂利を取つておつた各業者はほかへ移動いたしましたわけなんです。ところが、一つの業者だけ、これは私から見ますと県の権力と結びついておるといふ業者がまだ一つだけ居残りをしておるわけですね。深掘りをいたしておるわけですね。こういう点については、禁止をさせるという方法について、地元の人たちが幾ら県の方へ言つて行きましたが、やはり業者は業者として、一つの事業で飯と食わなくてはならないので、良心的にはかへ場所を探しておるのだけれども、私の方でもその点については努力をするというふうな、きわめて常識的な回答があったように思ふ。実際に積極的にそれを移動さすといふようなことはなされておらないようですね、業者自体といたしまして、やはり一つの権力と關係を持つております関係上、堂々といまだにやっておるわけなんです。こういう点について今後どのように建設省としては手を尽くされるのか、地元民の期待にこたえられるような御返事

をいただきたいと思ひます。

○山内(一)政府委員 だんだんと砂利を採掘いたしまして、河川維持上非常に危険な状態になりつつある、そういうようなところにつきましては禁止の方向に向かうわけでございしますが、業者が実際に掘っているところを急に禁止をする、こういうことはやはり相違な影響がございしますので、普通の場合は、漸減措置といひますか、だんだん業者を転換させまして、縮小いたしまして、最終的には禁止をする、こういうのが、普通とてゐる手段でございします。従つて、御指摘のところはたしてすぐ禁止になったかどうか、私ちよつと調べないといひませんが、そういう方向で、ただいま一つの業者が残つてゐるとすれば、その漸減措置の中間の段階であるか、あるいはほんとうの禁止区域になつて、なおおとまだやつてゐるのかどうか、こういう点はさらに十分調査をして善処をして参りたい、こういうふうな考へておられます。

○田口(誠)委員 梅雨前線當時、建設省の出張所へ行つて聞きましたら、禁止区域になつてゐるから、六月か七月になつておるわけですか。そうして他の業者は九月に引き揚げておられます。一業者だけいまに残つておる。だんだん縮小していくという点については、禁止区域にしたから明日からだめだといふこともこれはむづかしい仕事ですから、やはり常識にまかせて、早く引き揚げさせるといふ指導をすることは当然だと思ひます。今日まで残つておるあの経過からいいますと、ちよつとやそつとではのかぬのじゃないか。それから、引き揚げた業者から非常に小

言がきておるわけですか。その小言が私どもに陳情になつてきておるわけですか。それで私もいたしまして、単なる陳情というところで、文章とか、言葉だけでございして質問を申し上げるのではなくして、実際に現地へ行つて仕事をやつておる現場の写真もつけてありますし、それから地元民の声を聞いてきておられますし、それから陳情のあつた人たちが再確認の意味で確認をしてきておられますし、そういうような状態になつておるわけなんです。

(田口(誠)委員、山内(一)政府委員に写真を示す)

それで、これは参考に見ていただきたいと思ひますが、この砂利の深掘りをしておることによつて、その一ペーシにありますが、堤防の岸が、護岸工事をなされたところが非常に大きなひびが入つたりして、写真で見ましては憂慮すべき状態に相なつておるわけですか。それから続いて二ペーシをこらんになつておると、その上段にナンバー二とナンバー三とありますように、この写真は二つとつてありますけれども、これは離れておると、左向いてとつたのと、これだけ違うのです。これはまだ建設省の方へいつて調査をしておりませんので、いつごろこの堤防が作られたかといふことについては、それはまた、堤防を作るときに予算の関係その他が、調査してありますので、わかりませんが、ナンバー二の方は建設省直轄の事業です。いまだにそのようなりつぱな護岸工事がそのまゝ確保されておるので、それから左の方にありますように、

ナンバー三というのは、これは地元の請負師に請け負つた県単事業であるわけですか。一見していただいても、一つの堤防で県単事業建設省直轄の事業がどうしてこのように違つておるかといふことは、ちよつと常識でも判断できないわけなんですけれども、これは事実なんです。これはこういう話を聞きまして、さつそく秘書書に向かうへ向けて、それからここに張つてある写真は少のうございしますが、六十枚ほど写真をとつてきてあります。特に参考になる面だけそこに載せてあるわけなんです。それで今憂慮されておることは、年々あるところの水害の復旧工事にいたしまして、原形復旧にいたしまして、改良復旧にいたしまして、国の直轄でやつていただく工事はやはり私どもとしても信用が、おけるわけなものでございしますけれども、県直轄の事業といふものは、どういふものですか。請負師が横着なのか、それとも単価が安過ぎで請負師の方ではある程度の仕事しかできないのか、非常にそういう点は今後の水害に對して憂うべき内容を持つておると思ひます。こういうような状態でございますので、今の一社残つておる点については、幾ら県の許可権があるといひたしまして、建設省としては、この段階になつてどういふような手を打つていただきますかどうかといふことについて、誠意ある御回答をお願いしたいと思ひます。

○山内(一)政府委員 ただいま写真を見せていただきましたが、写真でも大体わかりますけれども、実際にこちらから直接調査いたしまして、どうし

てもこれは当然禁止すべきであるかどうかといふことをさらに検討してみたいと思ひます。それでどうしても禁止すべきであるといふことになりますと、知事の方に話をしまして、禁止の方向に向かわせるようにやつていく、こういうふうに考へておられます。

○田口(誠)委員 禁止区域にはなつておるのです。だから、調査した結果禁止すべきかどうかといふことを検討する余地はないのですけれども、やはり調査していただいて、強硬にそういう点を指導していただくかどうかといふ点なんです。禁止区域にはなつておるのです。

の負担をやつてもらわなければ困るのだ、これが地元の主張であるわけなんです。それで、今のところでも、大体十石水を入れたら、向こうに出るのが二石、その程度なんです。五分の一くらいしか入れた水が向こうに吹き出ぬといふ、こういうような状態になつておるわけなんです。この水が十石が二石になるといふ点については、私は立ち会つておりませんので、ただ陳情者の言葉をそのままお伝えするだけなんです。が、そのような状態になつておるのです。が、こういう場合に、これはやはり農林省の關係になると思ひますが、農林省の方の予算で修理がしてもらえるものかどうか、この点、地元民から強く要望されておる中で、お答えをいただきたいと思ひます。

○庄野政府委員 一般に施設が老朽いたして参つた場合に、その補修の問題といたしましては、一般の補修として管理をいたしております土地改良区がやるべきものと、それから災害その他によりまして、こゝれまゝした場合には、災害復旧という形でやるという場合と、こういうような形がございします。御指摘の政田井水というのですか、おそれく川底を横切つてサイフォンの形で向こう岸に水を引いておるのではないかとと思ひますが、私たちも先生から初めて御指摘を受けた状態でございます。そして、そういう原因がどういふところにあるかといふことを、幸い名古屋事務局長が近くにございますので、詳細に早急に調査させまして、どうするかといふ問題は至急検討させたい、こういうふうに考へております。

とになりますか。

○庄野政府委員 管理の不備といいますが、大体農業用施設というものは土地改良区において一般に管理して、通常管理の範囲というものは土地改良区の負担でやるべきものだ、こういう原則に相違ないかと思つて、そういう範囲に属すべきかどうかということ、実情を具体的に調べてみなければわからないかと思つておる。

○田口(誠)委員 その点はお調べをいただかなければならないと思つておるが、管理の不備ということになった場合には、地元の人たちは、管理の不備ということをおつておるのです。砂利を深掘りしたためにということをおつておるのです。だから、もしそういう結論が出た場合には、やはりその費用の負担は大半あなたの方で心配していただけるものかどうかということをお承りしたい。

○庄野政府委員 私が申しました管理という言葉は、農業施設、たとえば井ぎなり水路なり、あるいは樋門といたつたような、土地改良区が管理して、必要なときに水門をあけて水を通すとか、あるいは揚水ポンプならば、必要ときに揚水機を動かして水を揚げる、こういったことは土地改良区が管理しているわけですね、そういう管理の面で、ポンプなり、あるいは水門なり水路なり、いたんでくるわけでございますが、そういう通常のいわゆる補修に類するものは、土地改良区が当然今まで負担しているわけでございます。こういった原因が他にある場合にどう処理するかという問題になりますれば、これはよく原因を究明いたしまして、また、今申されましたように河

川管理に問題があるということになりますれば、また建設省ともよく打ち合せて処理していただきたいと思つておる。実情を調査いたします。

○田口(誠)委員 わかりました。そういう場合にはおそれる地元から陳情がくると思つておるが、よろしくお願いしたいと思つておる。

それからもう一つ河川局長にお伺いしておきたいと思つておる。ちょうど今の川の堤防ですが、これも何年に作つたか、その当時のことはちよつとわかりませんが、今の状態を見ますと、ダンプ・カーがとにかく上つちゅうこの上を通るものだから、作つた当時は一番上が九尺だったそうですが、それが今四間ほどにつぶされておる。正式な寸法はわかりませんが、二メートルぐらゐ堤防が下がつておるのじゃないか、こういうことなんですか。こういうような状態をそのままにしておくと、大きな洪水のあつた場合には、しまつたということになるわけなんです、この点についてもあわせてそのときに調査をしていただいて、そして水害にかからなくとも、水害を防止する意味において、やはり手を尽くしていただきたい、かように考えておるわけですね。

それから、今の揖斐川の合流点へいくところに、堤防を作る前に、川の中にもと民家のあつたところがあるわけですね。それはそのまま高地になつておる。それで、その土を取り除かなければ、やはり上流の方でどうしても水害にかかる危険が多いというので、この土を取り除くということも地元からの要望になつてきておるようです、この点も調査のときにあわせて調査して

ただいて、そしてその結果を見て、また地元からいろいろとお願ひに来ると思つておるが、よろしく御配慮いただきたいと思つておる。どうでございますか。

○山内(一郎)政府委員 ただいま御指摘のございました堤防の高さの沈下している問題、それから下流の川の中に、民家の付近でございまして、土が残つておるようですが、それが治水の上でどう影響があるか、あわせて調査をいたしまして、それに対する対策を講じたい、こう考えております。

○田口(誠)委員 ちよつともう一つ忘れておりましたが、これは御要望申し上げるわけなんです。昨年の水害で岐阜県でも実態をつかんだわけなんです、水害の復旧工事をやつた埋め立ての中に仮橋が残つておつたとか、あるいは道路を補修したあとに大きな木の株が入つておつたというようなことが事実として現れて、このような工事をやるから再三水害にかかるんだという、地元からそういう点に対しての強い反発もありまして、また、県単事業の場合に建設省として十分なる指導と管理をしていただくということを地元から強く要望しておりますので、この点は私から要望をいたしておきたいと思つておる。よろしくお願ひをいたします。

○古川委員長代理 角屋堅次郎君。○角屋委員 きょうは建設、農林両政務次官もおいででありますので、まずそれぞれから冒頭にお伺いをいたしたいと思つておる。御承知の昨年の法的措置を講じた以降の災害の問題については、さきの臨時国会あるいは今度の通常国会の開会の当初に、われわれ

政治的裏づけが末端までおけるようにという配慮から、なるべく今度の再開国会の冒頭に所要の法律案を提案してもらい、われわれとしても、災害の問題でありますから、できるだけ所要の内容を織り込んで、衆参両院の法案成立については協力をいたしたい、こういうことで参つたわけでありまして、そこで現実の問題として、今公共土木関係あるいは農林水産関係、あるいは天災融資の関係、さらに賠償の関係の四法案が出て参つたわけですが、特に農林、建設の関係の問題については、やはり被災者の関係あるいは関係の地区というものは広範に及ぶわけですから、ここで私どもが法案を処理いたしまして、さらに参議院でも処理をするという見通しは、大体二月上旬の適当な機会というふうに相ならうかと思つておる。

かねて理事会等でも、関係省から寄り集まつてもらひまして、少々おくれると年度内に金が渡りかねる場合があるというふうな話も出ておりました。そういうことがあつてはいけないうわけでありまして、その辺のところ、大体二月上旬までに法律の処理ができる場合に、早急に第一線を督促して所要の財政的措置が末端までおり得るということになるのかどうか、非常に重要な問題でありますので、それぞれ建設、農林両政務次官から責任のある御答弁を願ひたい、こういうふうに思つておる。

○木村(守)政府委員 ただいまの御質問はまことに妥当なことでありまして、建設省といたしましては、災害が起りました場合には、各府県の災害の割当というものをあらかじめきめまして、そうして割り振つてあります関係

上、この法案が通りまして、補正予算等が通過いたしますれば、直ちに支障なく施行できるような状態になっております。

○中馬政府委員 ただいま農林省におきまして準備をいたしておるもので、法律が施行されたならば直ちに実行できるような態勢に相なつておりますから、御安心をいただきたいと思います。

○角屋委員 この前の災害特別委員会の際に特に私から希望しておいたわけですが、さきの臨時国会の際にそれぞれ法案を処理します場合に、附帯決議等も付し、あるいは臨時国会の会期末におきましては、永田委員から単独の決議案等も提案されまして、院の決議としてこれが決定を見ておるわけでありまして、きょうは時間の関係上、そういう各般の問題について触れることはあとに譲りたいと思つておるけれども、やはり国会の意思尊重という立場から、いづれ災害特別委員会が適当な機会に、特に単独決議案の問題については、来年度予算処理の問題としてどういうふうにかつておるのか、あるいは具体的な政策としてどういうふうな処理の仕方をするのかというところは、これはやはり災害の起きた問題に対して災害対策を講ずるというばかりではなくて、本特別委員会として、来年度の災害時に備えて事前に万全の態勢をとらなければならぬという、委員会としての責任があると思つておる。そういう立場から見れば、特に災害国会でいろいろ決議になりましたような問題につきましては、十分その点を精査されまして、次の機会には、そういう問題について具

体的にどういうふうに予算的にも処置しようとしておられるのか、あるいは治山治水その他各般の施策としてどういうふうにかから遂行しようとしておられるのか、こういう問題については一つ誠意を持って明らかにしていただきたい、こう思うわけでありませう。これは委員長を通じて特に希望しておきたいと思ひます。

なお、この機会に官房長官の御出席を求めましたが、用務のため出席されませんでした。担当の方が出かけておいでになるようでありませうので、例の恒久立法化の問題と関連いたしまして、今政府におかれては、特例法の激甚地というふうな問題については、これを一本にまとめて、そうして恒久立法の方に一本にいたしたいということ、より御検討中というふうに承っておるわけでありませう。これは本特別委員会として、そういう法制化ができ、提案されたいということになります。大へん大きな課題になるかと思ひますが、この問題について今日という段取りの段階であるのか、こういう点について、現在の時点における状況をお話していただきたいと思ひます。

○江守政府委員 激甚災害のための特別の財政援助及び助成措置に関する法律という法案を提出いたすべく準備をいたしております。でございますが、この問題につきましては、実は政府部内でも意見の統一ができておりません。できておりませんのは、従来、災害が起きますと特別立法で個別的に財政措置あるいは融資の措置などをいたしております。これを一本にまとめたとして一つの法律にして出すというこ

とは、これはすぐできるわけでありませうが、大蔵省の方で、こういう法律を出すというこのためには、災害基本法の精神から考えても、災害基本法に、その九十八条で「できる限り激甚災害の発生を防ぐことを制定すること」を避け、また、災害に伴う国の負担に係る制度の合理化を図り、ということを目的としておりますので、一本にするということだけでははなはだ不十分であつて、やはりこれが合理化されなければ、目的を達することができない、そのためには、これを一本にするというだけでは不十分であつて、一つ根本的に考えたいということ、大蔵省の方は希望いたしております。私もその方といたしましては、やはりなるべく早く国会に出すようにしたいところで積極的にプッシュいたしておりますが、その点でまだ事務的な話し合いがつかないために、いろいろ話し合いを続けておる、こういう状況でございます。

○角屋委員 ただいまの問題については、やはり災害立法としての柱になる重要な問題でありまして、私どもの希望といたしましては、この災害対策の問題は、従来もそうでありませうけれども、与党、野党の立場を離れて、超党派の災害対策の万全を期するといふ、そういう気持でやってきた性格の問題でありませうから、できれば法律案提案まで、要綱の段階で、いろいろそれが実際に法律案の内容に百パーセント織り込まれるかどうかということについては、これはやはり政府・与党として最終的には処理されるということであらうと思ひますけれども、しか

し、この種法案については、やはり法案提示までに、要綱の段階でも十分こういう災害対策特別委員会あるいはその理事といたるところの懇談会を通じてりっぱなものを仕上げる、こういう気がまあ一つやってもいい。これは担当の人に申し上げるのは筋でありませうから、せっかく農林、建設の両政務次官がおいでになり、また特に委員長にもそういうお気持ちで一つこの問題は今後配慮願うように要望申し上げておきたいと思ひます。

そこで、すでに提示されております四法案の問題につきまして、いろいろお伺いしたい点が少々あるわけでありませうが、冒頭に申し上げましたように、この四法案については、内容的には私も強く希望したり、あるいはまた、修正を要望したりする点等も、従来の審議の経過から御判断の通り、堅持としてはあるわけでありませうけれども、法案を最終的に処理するという立場から、数点に限ってこの機会にお伺いをいたしたいと思ひます。

まず第一は、建設省関係の問題であります。建設省関係の問題でありますが、過般、十月下旬の災害調査のため、本特別委員会からそれぞれ現地調査をいたしました際に、私は大阪、京都あるいは三重、こういう方面の視察をいたしました。そこで、建設関係で特に重要な課題になって参りますのは、申し上げるまでもなく、淀川の治水の総合対策という問題に相なります。これは現実第二室戸のときにおける大阪湾を中心とした高潮対策の問題ももちろん含まれますけれども、京都方面の災害地を視察してみたり、あるいは三重県の上野を中心とした災害地を視察したりして、淀川治水総合

対策というものの重要性を今さらのようには再認識をしたわけでありませう。特に三重県関係は、私の出身県でありますから、関心も從つて深いといふことに相なるかも知れませんが、上野を中心とした伊賀盆地といわれるところの治水問題、こういうことに相なりますと、御承知のように、あそこは長田川、服部川あるいは柘植川といふ三川の合流地区に相なるわけでありまして、過去しばしば大災害をこうむつております。たとえば昭和二十八年八月の東近畿の大災害、あるいは同年九月の台風十三号の被害、さらには四年の大災害、さらには三十六年の十月下旬の大災害、こういうふうなことで、何度となく、伊賀盆地を中心とした上野市地区は、いわば災害時の雨の滞留地区として、今日まで非常な被害を受けておるわけでありませう。過般、河川局長もわざわざ上野の方面を御視察になったといふことを聞いておりまして、大へんけっこうなことだと思ひ

のであります。これは本特別委員会でも現地調査をして、現地の災害民の切実な要請というもののについては十分承知をし、また、委員会の報告を通じて明らかにしておるわけですが、とにかく伊賀盆地における治山治水対策、特に治水対策ということになって参りますと、所要の地区に所要の防災ダムを作るといふふうなことをいまして、なかなか相当なキャパシティを持った防災ダムを作るといふ適地が比較的少ない。従つて、相当量の防災ダムを準備しなければならぬ。さらにまた、この合流点のすぐ下流に岩倉峽というものが控えておる。しかも、こ

の三川にわたる河川改修という問題については、少なくとも八億圓くらい要るのじゃないかとわかれておりますけれども、年々予算的裏づけというものは一千万圓前後にすぎないといふことで、遅々として治水対策が進行しない、こういうふうなことでありまして、今次の大災害にあたりまして、一面湖水のような状態になりまして、現地の罹災民としては、いわゆる淀川の下流地区の犠牲に伊賀盆地のものはいつまでもならなければならぬのかといふことを切実に訴えておるような状況でございます。従ひまして、この際、岩倉峽を開きすべきじゃないか、また、開きすべきだといふふうな強い要請等も出ております。また、災害を受けた関係地区においては、今までのように災害を受けた地区についてはこの際国家で用地を買収してもらいたい、あるいはまた、集団移住問題について真剣に考慮してもらいたいといふふうなことであるとか、各般の強い要請が出て参つておるとも、御承知の通りであります。河川局長は幸いで、特に淀川の総合治水対策の中で、伊賀盆地を中心とした問題については現実にはどのように今後処理されるというお考えであり、また今後の長期の形の中でどういうお考えを持たれておるか、こういう点を一つお伺いをいたしたいと思ひます。

○山内（一）政府委員 上野を中心とした伊賀盆地の災害につきましましては、二十八年災の前からもございませうが、特に二十八年災、それから昨年、その間にもございませうが、ともかく連年災害を受けておる、こういう

ことを承知いたしております。おもな川が三つございまして、長田川、服部川、柘植川、これがおもな川になっておりますが、服部川、柘植川の方は、二十八年災のあと、助成によりまして改良復旧をやりました結果、昨年の災害ではほとんど被害がなかった、こういう状況になっております。従って、問題点は長田川でございまして、これは中小河川がまだ始まったばかりでございまして、いろいろこれから効果が上がるのでございまして、しかし、根本的にこの三川の処理をいたすためには、やはりたまたま御指摘のございまして、このような岩倉峡の開さくの問題、こういうことになってくるかと思ひます。ただし、単に岩倉峡を開さくするだけでは、下流の方がかえってひどくなりますので、ここでやはり御指摘のございまして、淀川全川にわたる治水対策、総合的な根本対策、こういうことになってくると思ひます。従って、岩倉峡の開さくも考えられますが、その計画をやるためには、下流の受け入れ態勢といひますか、これが相当重要になってくると思ひます。従って、その受け入れ態勢をどういうふうにするか。下流にダムを作る、あるいは木津川の受け入れ、河道の改修をさらに積極的にやるか。しかし、どれか一つということは、私も現地を見ましたけれども、非常に極端過ぎまして、かえって総合的な計画にはならない。ただいま申し上げましたようなことをさらに総合的に検討すると同時に、やはり長田川自体としても、上流にあまのりいいダム地点はございせんけれども、小さくとも数多くやることによつてある程度は防げるわけにございまして

から、そういうダムの調査、さらに砂防事業の推進、それから下流の受け入れ態勢の問題、こういうすべての総合対策をやるように現在も計画の面において協力してやっておりますが、さらに協力してそういう総合対策を至急検討いたしまして実行に移して参りたい、こういうふうな考えております。もう一点、やはり長田川の問題としては治水計画も必要であるということ、を痛感した次第でございまして、従って、その治水計画も立てまして、それに必要な用地も今後買収をして参りたい、こういうふうな考えております。○角屋委員 河川局長は現地に参られましたので、具体的なお話等もございまして、私も現地を知る者として、やはり百聞は一見にしかずという感を深くするのであります。ただ、先ほど河川局長にも休憩中に申し上げたのでありますけれども、河川改修が進むという事になりますと、従来の水の流れるというものが、各駅停車から急行になり、準備から急行になる、こういう形に当然なつて参ります。いわゆる紆余面折のやつをショート・カットするとか、いろいろなことになりまして、そういう点で、従来上流の水が伊賀盆地の集積地に集まるというのはまづまちであつたのが、準備なり急行の形で集まってくる。従って、至短時間のうちに伊賀の三川の合流点は湖水のような状態になるということでありまして、一面治水対策が進むことによつて、反面またそういう逆の問題が出てくる。今河川局長御指摘の通り、そういう点ではやはり途中で川の速度をおくらせるためのいろいろな措置もやらなければならぬということでありま

しょうし、同時にまた、集積点における遊水池計画というふうなものについても所要の検討をした上に立つて適切な施策を講じなければならぬということになると思ひます。問題は、たとえば遊水池計画という場合においては、用地買収の問題が当然関連を持つて参るわけでありまして、従来現地側で聞きますと、建設省関係あたりで遊水池というふうな用途で買う場合に、現地の貴重な田畑を売るという立場、あるいはまた、何回も災害を受けた罹災民の立場からの要請にはたして十分こたえられるかどうか、この点についてはやはり特別な配慮をもつて国家がこれを買上げるのでないか、問題がなかなか円滑に進まないという反面の問題も私もとしては懸念をいたしてゐるわけでありまして、従って、治山治水の立場から見ても所要の遊水池計画というふうなものも当然配慮しなければならぬ、それがためには用地の買収もやらなければならぬという場合における買上げの措置のいろいろな点についても、ぜひそういう配慮をしてもらわなければならぬと思ひますが、そういう点はいかがでありますか。○山内(一)政府委員 非常に貴重な土地を川として使うわけでありまして、いろいろ御指摘がございまして、けれども、遊水池計画がございまして実行に移す場合には、そういう点をよく考慮いたしまして、地元との納得の上で参りたい、こういうふうな考えております。

すし、また、雲出川を中心にした下流の例の災害地区でもそうでありますけれども、これは何も三重県に限らず、災害のときの特に被害甚だしいところには、救農土木事業をもつて当面の生活のかたを得るという配慮が、従来も重要地点についてはなされて参つたわけですが、例の第二室戸台風以降の災害地区の救農土木というふうな問題を中心にして、農林省としてどういうふうな具体的に指示をおろされて、また実施をされてきたのか、こういう点についてお伺いをいたしておきたいと思ひます。○庄野政府委員 三十六年度に発生いたしました農業関係、特に農地と農業施設の関係の被害は、御承知のようになつて、相当巨額に上るわけにございまして、被害額でも約四百五十億、こういうことになっております。これにつきましては、農地、農業用施設の三十六年度の復旧、これは一次補正、二次補正で御審議いたしまして、大体二百億程度のものを本年度に充てる、それから来年度にはさらには進捗を繰り上げて、大体六七〇億程度まではやつていききたい、これは既定の進捗ならば二五〇億ですが、三〇〇億までやれるようになつた、そういう配慮をやつて災害復旧に努力いたしておるわけにございまして、そういう関係で、災害地等につきましてはいろいろな就労の場があるうかと存じます。ただ、災害の比較的少なかった、あるいは潮風害、そういうところの問題として救農土木が問題になつておるわけにございまして、これについては、われわれといたしまして、今の考えでは、大体天災融資法なり、あるいは自創資金も、先ほど申し

ましたように、さらに公庫の予備金から約九億程度を支出して、そういう農作災害のひどいところの営農資金なりあるいは生活資金に充てる、そういう措置をすることにしております。なお、救農土木については、特別措置するということにしまして、ただいま、来年度においても団体営土地改良を相当大きく採択していく段階におきまして、そういうところの重点を置いて団体営の工事が施行できるように、そういう面からも三十七年度において特に考えていきたい、こういうふうな考え方でも措置したい、こういうふうな考えております。○角屋委員 時間の関係もありますので、最後に水産庁関係でお伺ひいたしたいと思ひますが、これは林田漁政部長も御案内の通り、過般の視察の際に、今委員長代理をやつてらおられる古川君が団長で三重県の方に参られました際に、特にノリの激甚な被害の問題については、これはやはり従来の法律的な措置といふのをもう少し前進させて、罹災民の要請にこたえるように努力をしたいということ、たくさん集まられた罹災者の方々にも申し上げられたわけでありまして、現地でもそういう点について強い期待を今日まで持つておつたわけでありまして、過般の委員会においても、私からその問題については特にいろいろ具体的問題として御質問申し上げたわけでありまして、が、現実に法律案としては従来の法律案そのままで提示されてきておるわけでありまして、本問題については、二回にわたつたしか附帯決議としても強い要請をつけておる問題でありまして、もちろん、伊勢湾を中心としたノ

り被害ばかりでなしに、全国各県に同じ時期にノリの被害が出ておることは、水産庁の資料でも明らかでありまして、三陸を含めてそうでありまして、そういう点で、われわれの視察の結果の強い要請あるいは関係県の強い要請に対して、水産庁として各般の施策として今後どういうふうに配慮されるというお気持ちであるのか、これを伺っておきたいと思ひます。

○林田説明員 ノリの被害の災害復旧の限度をいたしまして三万円を踏襲いたしておるわけですが、この件につきましては、先生の御要望もございまして、できるだけ何とか引き下げることができないだろうかということとで研究し、努力をしたわけでございますが、実はこの三万円と申しまするものは、やはり零細補助を行なわないといふふうな補助の一般的な趣旨にのっとってきましておるわけでございます。御承知のように、開拓者の施設とか、あるいは共同利用施設におきまして、三万円を最低基準といたしておるようなわけで、ノリだけについてこれを引き下げるといふこともできなかった次第でございます。それで、大体全国のノリの経営体を見ますると、平均のさく数が三十さくぐらいでございまして、この三万円と申しまするものは、大体十二さくぐらゐに該当するわけでございます。それで、一応採掘基準といたしまして三万円をとるといふことは、これは今回におきましてはやむを得ないということになりまして、三万円を踏襲したような次第でございます。なお、この三万円以下の経営体につきましては、これを放置するというわけではございませんので、こ

れにつきましては、天災融資法を十分活用いたしまして、天災融資法で五十万円以下の融資ができるようになっておりますので、これによりまして十分救済をいたしたい。それからまた、今後ノリの経営というものを考えてみまする場合に、もう少し大いなる経営に各経営体をできるだけ持っていきたいといふことを考えておきまして、これは漁場改良とか、いろいろ沿岸振興の別途の施策を行ないまして、そういう方向へ持っていきたいといふふうに考えております。

○角屋委員 この点は特に団長であられた古川さんが非常に心配せられまして、法律案としては私も非常にこの点では不満でありますけれども、処理する場合においても、後ほど、いろいろ行政的に配慮すべきものを最高度に活用して、どうするかということと一つ相談をしようじゃないかという話もございまして、今も林田漁政部長から、天災融資法の問題なり、あるいは沿岸漁業振興の一環として、いろいろの問題について御答弁がございましたけれども、法律案そのものとしては、私どもとしては、当初これを改正した形で出してくるということとを期待をいたしましたし、また、その点では水産庁といたしましても相当な努力をされたといふふうに認めておりますけれども、残念ながら、各般のバランスの関係上、現状通りということとはまことに遺憾でございます。従いまして、この点については、さらに法的な問題のほかに行政的な面でも十分今後相談をいたしまして、現地側の要請に少しでも前進した形でこたえるようにいたしたい、こういう気持ちでありますので、そ

の点については水産庁としてもそういう話し合いに誠意をもって一つこたえていただきたい、こう思うわけでありまして、いかがでありますか。

○林田説明員 先生の仰せになる通りでありますから、今後におきまして、できるだけそういう方針に沿いまして努力をしていきたいと存じます。

○古川委員長代理 ほかに御質疑はございませんか。——なければ、四案に対する質疑を終局するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。これにて質疑は終了いたしました。

○古川委員長代理 これより四案を一括して討論に付するのでありますが、別に討論の通告もございませんので、直ちに採決に入ります。

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、昭和三十六年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案、及び昭和

三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、以上四案を一括採決いたします。

各案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長代理 起立総員。よつて、各案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました各法律案に関する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。本日は、これにて散会いたします。

午後三時十九分散会

〔参照〕

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第五号）に関する報告書
昭和三十六年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）に関する報告書

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一六号）に関する報告書

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二九号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年二月三日印刷

昭和三十七年二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局